

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>（犬の飼い主の遵守事項）</p> <p>第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、<u>人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講じているときは</u>、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（犬、ねこ等の譲渡）</p> <p>第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者（<u>これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として</u></p>	<p>（犬の飼い主の遵守事項）</p> <p>第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>（2）前号アからウまでに掲げる場合においては、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講ずること。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）略</p> <p>（6）略</p> <p>（犬、ねこ等の譲渡）</p> <p>第13条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。</p>

適当であると知事が認めるものを含む。 )で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。

2 略

(措置命令)

第18条 略

2 知事は、第9条第1号若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1)~(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第9条第1号の規定に違反した者

(2)~(6) 略

附 則

1~6 略

2 略

(措置命令)

第18条 略

2 知事は、第9条第1号若しくは第2号若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1)~(4) 略

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第9条第1号又は第2号の規定に違反した者

(2)~(6) 略

附 則

1~6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年5月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。